

選挙特集号

監修 豊島区選挙管理委員会事務局

編集 区民部区民課広報係

総選挙だ“ひらこう70年日本”

投票日 12月27日(土)

投票時間 午前7時～午後6時

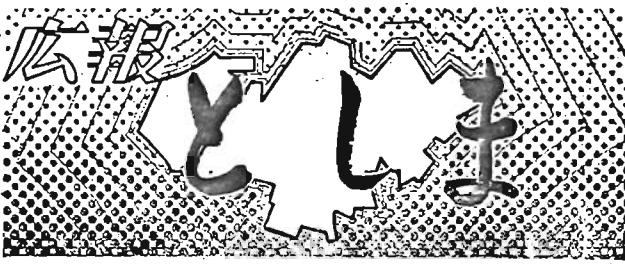
最高裁判所裁判官国民審査

衆議院議員選挙(東京都第五区)



12月27日(土)は総選挙の投票日になります。区役所職員の大部分が投票事務に従事しますので、職場に残る職員が大変少なくなります。このため窓口の仕事が混雜し、ご迷惑をかけされることがあるうかと存じます。区役所または出張所に用のある方は、できるだけ前日までにすませるよう、ご協力ください。

お い 願 い



発行 東京都豊島区役所 豊島区東池袋1-18-1 ☎ (961)1111

総選挙の執行期日が12月7日に公示され、日本中が選挙一色に染り替えられたような激しい選挙運動が展開されています。今度こそ、文字どおり、「明るく正しい選挙」が実現できるよう候補者やその運動員はもちろんのこと、一般有権者も法律をよく守り、豊島区民から一人の選挙違反も出さないようにしたいのです。自分ひとりくらいなどという考え方捨てて、よい政治・住みよい社会を築くため、来る12月27日の投票日には、渡れなく投票しましよう。

①昭和24年12月28日以前に生まれた方で
豊島区の名簿登録者は、つきの方に限られています。

②本年9月6日以前より住んでいて住民基本台帳(9月6日以前より)に記録されている方
従って昭和24年12月29日以後に生まれた方は今まで、本年9月7日以後、本区に転入された方

は、もとの住所地(選挙人名簿に登録されているところ)での不在者投票等ができます。棄権しないで、ぜひあなたの一票を行使してください。

なお、本年7月20日から、選挙人名簿への登録は、選挙管理委員会が住民基本台帳から自動

③仕事の関係・社長などの所長

④用事で旅行・現居住地または滞在地の区市町村長

⑤出産・病気・医師または助産婦、母子手帳・身体障害者手帳

⑥住所移転・現居住地の区市町村長

証明書用紙は、選挙管理委員会に申出してください。

投票所整理券は12月14日前

郵便でお送りする予定です。

紛失した場合や何かの間違いで投票できますから、投票所の係員に申し出てください。

入場券が届かなかったときでも選挙人名簿に登録されていれば投票できますから、投票所の係員に申し出てください。

文字を知らない方や体の故障などで字の書けない方は、本人が投票所の係員に申し出てください。

⑦不在者投票の方法

⑧やむをえない用事・事故のため、または旅行中などで投票所に来られない方。

⑨出張・モテ、不具などで、投票日に歩行が大へん困難と見込まれる方。

⑩不在者登録のため、選挙人名簿に登録されている区市町村外で居住中の方など。

☆不在者投票の証明書

以上の理由で、投票する場合でも「不在者投票事由証明書」が必要です。証明書は原則として、つきの方が発行したものに限ります。

⑪不在者投票用封筒(二種類)

・不在者投票用封筒(自宅などに設置しますと無効になりますから注意ください)

・不在者投票用封筒(指定病院に入院中の歩行困難な方は、院長に申し出れば、院長が投票用紙などを代理で請求できます)。

☆指定病院に入院の方

指定病院に入院中の歩行困難な方は、院長に申し出れば、院長が投票用紙などを代理で請求できます。

☆重病人の方はベットでも投票できます。

衆議院議員選挙と国民審査の投票用紙を同時に渡します。

投票記載所で書き終えたら、それを別の投票箱に入れてくれます。

投票の場合は投票所の係員に申し出てください。不在者投票用紙も同じです。

盲人のため、点字投票をしようとするとする場合は投票所の係員に申し出てください。不在者投票用紙も同じです。

色別は ▶総選挙…うす青色

▼国民審査…うす赤色

読んであなたの導く一票を最大限に生かしましょう。

提出は、必要ありません。
されています。
なお区役所などで、証明書の交付を受けた場合は、ハンドコをお持ちください。手数料はいりません。
出張等のほか職務に従事中のため投票所に来られない方。
☆不在者投票の方法
つきの二つの方法があります。
ため、または旅行中などで投票所に来られない方。
出張・モテ、不具などで、投票日に歩行が大へん困難と見込まれる方。
①証明書を持って選挙人名簿に登録している選挙管理委員会について、直接その場で、不在者投票をします。
②証明書を同封して、郵便で選挙人名簿に登録されている選挙管理委員会に投票用紙などを請求します。返信料不要で、つぎの用紙をお送りします。
③不在者投票用封筒(二種類)
・不在者投票用封筒(自宅などに設置しますと無効になりますから注意ください)
・不在者投票用封筒(指定病院に入院中の歩行困難な方は、院長に申し出れば、院長が投票用紙などを代理で請求できます)。
☆指定病院に入院の方
指定病院に入院中の歩行困難な方は、院長に申し出れば、院長が投票用紙などを代理で請求できます。
重病人の方はベットでも投票できます。
衆議院議員選挙と国民審査の投票用紙を同時に渡します。
投票記載所で書き終えたら、それを別の投票箱に入れてくれます。
投票の場合は投票所の係員に申し出てください。不在者投票用紙も同じです。
色別は ▶総選挙…うす青色
▼国民審査…うす赤色
読んであなたの導く一票を最大限に生かしましょう。

